

特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金の公表について

平成29年7月1日より、特定家庭用機器再商品化法第20条第1項の規定に基づき、製造等した以下の品目が廃棄物となったものについての再商品化等料金（リサイクル料金）を次のとおり公表いたします。

この料金は1台当たりであり、全国同一の料金です。

上記料金とは別に、小売業者、市町村等の収集運搬料金が必要となります。

MARSHAL株式会社		
品目	リサイクル料金	
	税抜	税込
液晶・プラズマ式テレビ (大)	3,415円	3,688円